

13 著作権者の権利の制限（許諾を得ずに利用できる場合）

他人の著作物を利用する場合は、原則として、著作権者の了解を得ることが必要ですが、著作権法では、一定の場合には、著作権者の了解を得ずに著作物等を利用できる例外規定が置かれています。この例外規定は、著作権者の「財産権（著作権）」を制限することで公正な利用を確保するという趣旨から「権利制限規定」と呼ばれています。

権利制限規定の要件に合致する利用であれば、他人の著作物を利用することは可能ですが、例外規定の適用を受けて複製物を作成した場合であっても、その複製物を目的外に使用することはもちろん許されません（例えば、教育機関において担任する者が授業で用いるために著作物の複製を行った後、授業目的以外の目的で使用する場合などが該当します。このような場合、権利者の了解を得ることが必要です）。

また、権利制限規定によって著作物を利用する際、「出所の明示」をすべき場合や、「補償金の支払い」をすべき場合なども法律に定められています。

なお、著作権者の「財産権（著作権）」が制限されて、例外的に許諾を得ずに複製等ができる場合には、関係する「著作隣接権」も制限され、「複製権」が制限される場合に配布（譲渡）を伴うことが当然想定されるときは、「譲渡権」についても権利制限の対象となります。

しかし、「財産権」が制限されていても「人格権」が制限されているとは限りませんので注意が必要です（無断での「複製」が例外的に許されても、無断での「改変」や「氏名表示の省略」が当然に許されるわけではありません）。

原則 → 著作権者の許諾（了解）を得て利用する

（著作物の利用の許諾）
 第63条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。
 2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

例外（著作権者の権利の制限） → 許諾を得ずに著作物を利用できる

【権利制限規定】

- ・私的使用のための複製（第30条）
- ・引用（第32条）
- ・営利を目的としない上演等（第38条）
- ・裁判手続、立法・行政目的のための内部資料としての複製（第42条第1項）など

【権利制限規定一覧】

内容	頁
私的使用のための複製（第 30 条）	62
付随対象著作物の利用（第 30 条の 2）	64
検討の過程における利用（第 30 条の 3）	64
著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（第 30 条の 4）	65
図書館等での複製・インターネット送信等（第 31 条）	66～69
引用・行政の広報資料等の転載（第 32 条）	70
教科書等への掲載（第 33 条、第 33 条の 2、第 33 条の 3）	71
学校教育番組の放送等やそのための複製（第 34 条）	72
学校その他の教育機関における複製・公衆送信等（第 35 条）	73～75
試験問題としての複製・公衆送信（第 36 条）	76
視覚障害者向けの著作物利用（第 37 条）	77
聴覚障害者等向けの「字幕」の作成等（第 37 条の 2）	78
非営利・無料の場合の著作物利用（第 38 条）	79,80
新聞の論説等の転載（第 39 条）、政治上の演説、裁判での陳述の利用（第 40 条第 1 項）、 国等の機関での公開演説等の報道のための利用（第 40 条第 2 項）	81
時事の事件の報道のための利用（第 41 条）	82
立法・司法・行政のための内部資料としての複製（第 42 条第 1 項）	82
特許審査、薬事に関する事項等の行政手続のための複製（第 42 条第 2 項）	83,84
情報公開法等に基づく開示等のための利用（第 42 条の 2）	85
公文書管理法等に基づく保存・利用のための利用（第 42 条の 3）	85
国立国会図書館におけるインターネット資料・オンライン資料の収集・提供のための複製 （第 43 条第 1 項）	86
放送事業者等の一時的固定（第 44 条）	86,87
美術品等の展示（第 45 条）、屋外設置の美術品、建築物の利用（第 46 条）	88
美術展における作品の解説・紹介のための利用等（第 47 条）	88
インターネット販売等での美術品等の画像掲載（第 47 条の 2）	89
プログラムの所有者による複製等（第 47 条の 3）	89
電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第 47 条の 4、第 47 条の 5）	90～92

【私的使用のための複製】（第30条）

テレビ番組を録画しておいて後日自分で見る場合などのように、家庭内など限られた範囲内で、仕事以外で使用することを目的として、使用する本人が複製する場合の例外です。インターネットから著作物をダウンロードしたりプリントアウトしたりすることにも、この例外は適用されます。また、学校の児童生徒などが本人の学習のために行う複製（コンピュータ、インターネット等の利用を含む）も、この例外の対象です。

【条件】

1. 個人的に又は家庭内など、限られた範囲内での使用を目的とすること（仕事での利用は対象外）
2. 使用する本人が複製すること（使用者の手足として他者に複製作業を頼むことは可能）
3. 以下の利用に該当しないこと
 - ・誰でも使える状態で設置してあるダビング機など（当分の間、コンビニ等のコピー機など「文献複写」のみに用いるものは除かれています）を用いて複製すること
 - ・コピーガードを解除して（又は解除されていることを知りつつ）複製すること
 - ・著作権を侵害したインターネット配信と知りつつ、音楽や映像をダウンロードすること
 - ・著作権を侵害したインターネット配信と知りつつ、音楽や映像以外の著作物（漫画、書籍、論文、コンピュータ・プログラム等）をダウンロードすること（軽微なもののダウンロード等、一定の利用は除かれています）

※翻訳、編曲、変形または翻案も可

【参考1】 デジタル方式による録音録画について

平成4（1992）年の法改正により、政令で指定するデジタル方式の機器・媒体による私的使用のための複製については、権利者に一定の対価（補償金）を還元する仕組みとして、「私的録音録画補償金制度」が設けられました。この補償金は、メーカー等の協力により、機器・媒体の価格にあらかじめ上乗せして販売され、文化庁長官が指定する団体を通じて、権利者に分配されています。

【参考2】 映画の盗撮防止について

映画の盗撮の防止に関する法律により、映画館等で映画の録音・録画を行うことは、私的使用のためであっても第30条の適用対象外とされています。したがって、権利者に無断で映画の盗撮をした場合は著作権侵害となり、差止請求、損害賠償請求等の民事的措置や刑事罰の対象となります。

【参考3】侵害コンテンツのダウンロード違法化（令和3年1月施行）

近年、ダウンロード型の海賊版サイトが多数存在し、著作物の分野・種類を問わず、インターネット上の海賊版被害が深刻さを増していることを踏まえ、令和2年に著作権法が改正され、違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制について、「音楽・映像」だけでなく「著作物全般（漫画・書籍・論文・コンピュータ・プログラムなど）」に対象範囲が拡大されました。

これにより、違法にアップロードされた著作物（漫画・書籍・論文・コンピュータ・プログラムなど）を、違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードすることは、私的使用目的であっても違法とされ、特に悪質な行為については、刑事罰（2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（懲役と罰金の併科も可）（親告罪））の対象になりました（第119条第3項第2号）。

なお、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスを図る観点から、規制対象を、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみとするとともに、以下の場合には規制対象から除外することとされました。

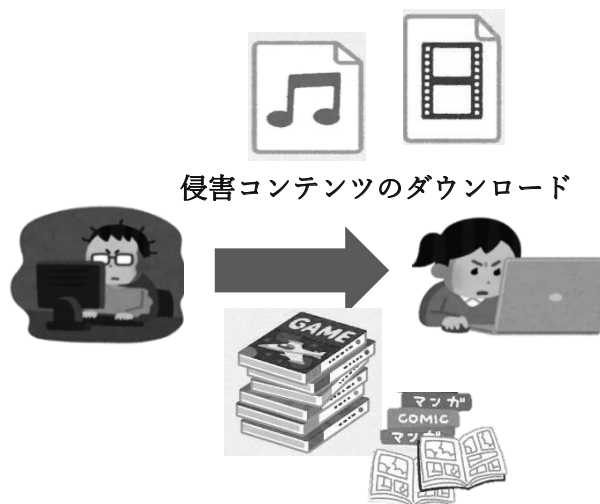
- (i) スクリーンショットを行う際の写り込み
 - (ii) 漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」
 - (iii) 二次創作・パロディ
 - (iv) 著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合のダウンロード
- また、刑事罰については、特に悪質な行為に限定する観点から、罰則の対象を正規版が有償で提供されている著作物を反復・継続してダウンロードする場合に限定しました。

このほか、改正法の附則では、国民への普及啓発・教育の充実、関係事業者による適法サイトへのマーク付与の推進、刑事罰の運用に当たっての配慮等について規定し、運用面からも国民の懸念・不安等に対応していくこととしています。

文化庁では、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関して、Q & Aを公開しておりますので、下記のURLをご覧ください。

○文化庁ウェブサイト「侵害コンテンツのダウンロード違法化について」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/92735201.html>



※以下の行為を規制対象から除外

- (i) スクリーンショットを行う際の写り込み
- (ii) 漫画の1コマ～数コマなど軽微なもの
- (iii) 二次創作・パロディ
- (iv) 著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合のダウンロード

【付随対象著作物の利用】（第30条の2第1項、第2項）

写真撮影、録音・録画、放送等を行う際、本来意図した対象以外の著作物が「写り込む」場合の例外です。例えば、写真撮影したところ、本来意図した撮影対象だけでなく、背景に小さく絵画等（付随対象著作物）が写り込む場合が該当します。

【条件】

- 1 写真撮影、録音・録画、放送等の方法によって著作物を利用するにあたっての複製又は複製を伴わない伝達行為であること
- 2 メインの著作物に占める割合や複製の精度等に照らし、軽微な構成部分であること
- 3 付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無や分離の困難性等の程度、付随対象著作物が果たす役割等に照らし、正当な範囲内の利用であること
- 4 その付随対象著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

※絵画が背景に小さく写り込んだ写真や楽曲の一部が入り込んだ映像を、ブログに掲載したり、インターネット配信したりするなど、不随対象著作物が写りこんだものを様々な方法で利用することも可能です。

【検討の過程における利用】（第30条の3）

著作権者の許諾を得て、又は裁定を受けて著作物を利用しようとする場合に、これらの利用について検討を行うために著作物を利用する場合の例外です。

例えば、漫画のキャラクターの商品化を企画するにあたって、著作権者から許諾を得る前に、会議資料や企画書にそのキャラクターを掲載する場合に、この例外が適用されます。

なお、この規定は、結果として企画が実現しなかった場合でも適用されます。

【条件】

- 1 著作権者の許諾を得て、又は裁定を受けて著作物を利用しようとする者であること
- 2 許諾を得て、又は裁定を受けて行う著作物の利用についての検討の過程における利用に供することを目的とすること（「検討の過程」には、著作権者に許諾を申し出る際に作成される資料における著作物の利用も含む）
- 3 必要な限度内のものであること
- 4 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

【著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用】（第30条の4）

IoT、ビックデータ、人工知能などの技術革新やデジタル化・ネットワーク化の進展を踏まえ、著作物等の市場に悪影響を及ぼさない一定の著作物等の利用に関する場合について規定した例外です。以下の条件を満たす場合には、いずれの方法によるかを問わず、著作物を利用することができます。

【条件】

- 1 次に掲げる場合その他の著作物に表現された思想又は感情を自分で享受したり、他人に享受させたりすることを目的としない場合であること
 - ・著作物の録音・録画等の技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
 - ・情報解析の用に供する場合
 - ・上記のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を利用に供する場合
- 2 必要な限度内の利用であること
- 3 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと

＜A I と著作権の関係等について＞

基本的な考え方

- 著作権法では、著作権者の権利・利益の保護と著作物の円滑な利用のバランスが重要
- 著作権は、「思想又は感情を創作的に表現した」著作物を保護するものであり、単なるデータ（事実）やアイデア（作風・画風など）は含まれない
- A I と著作権の関係については、「A I 開発・学習段階」と「生成・利用段階」では、著作権法の適用条文が異なり、分けて考えることが必要

現状の整理

A I 開発・学習段階（著作権法第30条の4）

- ・著作物を学習用データとして収集・複製し、学習用データセットを作成
- ・データセットを学習に利用して、A I（学習済みモデル）を開発

- A I 開発のような情報解析等において、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用行為^{※1}は、原則として著作権者の許諾なく利用することが可能

※1 例えば、3DCG映像作成のため風景写真から必要な情報を抽出する場合であって、元の風景写真の「表現上の本質的な特徴」を感じ取れるような映像の作成を目的として行う場合は、元の風景写真を享受することも目的に含まれていると考えられることから、このような情報抽出のために著作物を利用する行為は、本条の対象とならないと考えられる

- ただし、「必要と認められる限度」を超える場合や「著作権者の利益を不当に害することとなる場合^{※2}」は、この規定の対象とはならない。

※2 例えば、情報解析用に販売されているデータベースの著作物をA I 学習目的で複製する場合など

生成・利用段階

- ・A I を利用して画像等を生成
- ・生成した画像等をアップロードして公表、生成した画像等の複製物（イラスト集など）を販売

- A I を利用して生成した画像等をアップロードして公表したり、複製物を販売したりする場合の著作権侵害の判断は、著作権法で利用が認められている場合[※]を除き、通常の著作権侵害と同様

※個人的に画像を生成して鑑賞する行為（私的使用のための複製）等

- 生成された画像等に既存の画像等（著作物）との類似性（創作的表現が同一又は類似であること）や依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）が認められれば、著作権者は著作権侵害として損害賠償請求・差止請求が可能であるほか、刑事罰の対象ともなる

【図書館等での複製】（第31条第1項）

国立国会図書館、公立図書館、大学図書館、美術館・博物館等が所蔵資料を複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 国立国会図書館又は政令で定める図書館・美術館・博物館等であること
- 2 「営利」を目的としない事業として行われる複製であること
- 3 複製行為の「主体」が図書館等であること
- 4 その図書館等が所蔵している資料を複製すること
- 5 次のいずれかの場合であること
 - ・ 調査研究を行う利用者の求めに応じて、すでに公表されている著作物の一部分（国や地方公共団体などが一般に周知させることを目的として作成した広報資料等や、全部を複製しても著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるとして政令で定めるものについては、全部でもよい）を、一人につき一部提供する場合
 - ・ 所蔵資料の保存のために必要がある場合
 - ・ 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料（絶版等資料）の複製物を提供する場合

※コピーサービスについては、翻訳も可

【特定図書館等から利用者への所蔵資料のインターネット送信】（第31条第2～5項）

※令和5年6月施行

特定図書館等が、直接、利用者へ所蔵資料をインターネット送信する場合の例外です。

【条件】

（特定図書館等による複製、公衆送信について）

- 1 「特定図書館等*」に該当していること
- 2 「営利」を目的としない事業であること
- 3 インターネット送信のための複製行為の「主体」が「特定図書館」であること
- 4 その図書館等が所蔵している資料であること
- 5 調査研究を行う利用者の求めに応じて、すでに公表されている著作物の一部分（国や地方公共団体などが一般に周知させることを目的として作成した広報資料等や、全部を複製しても著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるとして政令で定めるものについては、全部でもよい）を、インターネット送信する行為であること
- 6 利用者が予め「特定図書館」に利用者情報を登録していること
- 7 「特定図書館」の設置者が、相当な額の補償金を支払うこと
- 8 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと
- 9 （利用者による複製について）受信した著作物を調査研究の用に供するために必要と認められる限度において複製すること

*特定図書館の条件

- ・ 国立国会図書館又は政令で定める図書館・美術館・博物館等であること
- ・ 資料の公衆送信を適正に実施するための責任者が置かれていること
- ・ 資料の公衆送信を行う職員に対し、該当業務を適正に実施するための研修を行っていること
- ・ 利用者情報を適切に管理する措置を講じていること
- ・ インターネット送信のために作成された資料データについて、目的外の利用をされないよう防止し、又は抑止するために必要な措置を講じていること
- ・ その他、文部科学省令で定める措置を講じていること

【国立国会図書館の所蔵資料の電子化】（第31条第6項）

国立国会図書館がその所蔵資料を電子化する場合の例外です。

【条件】

- 1 以下の場合であること
 - ・ 原本の滅失、損傷若しくは汚損を避けるために原本に代えて公衆の利用に供する目的で電子化すること
 - ・ 第31条第7項又は第8項のインターネット送信を目的として絶版等資料を電子化すること
- 2 必要な限度内のものであること

【国立国会図書館から公共図書館等への絶版等資料のインターネット送信】

（第31条第7項）

国立国会図書館が、政令で定める国内の公立図書館や外国の図書館等に対して電子化された絶版等資料をインターネット送信することや、送信先の公立図書館などにおいてコピーする場合の例外です。

【条件】

- 1 インターネット送信の対象は、絶版等資料に係る著作物であること
- 2 政令で定める図書館等又はこれに類する外国の施設への送信であること
- 3 上記の施設において公衆に提示することを目的とする場合であること
- 4 送信先の図書館等における以下の行為であること
 - (i) 複製物の提供
 - ・コピー行為の「主体」が図書館等であること
 - ・「営利」を目的としない事業として行われるものであること
 - ・利用者の求めに応じ、利用者が自ら利用するために行うものであること
 - ・自動公衆送信された著作物の複製物を作成し、複製物を提供すること
 - (ii) 公の伝達
 - ・国会図書館から送信された著作物を受信装置を用いて公に伝達すること
 - ・伝達を受ける者から料金を受けないこと

※4 (i) については、翻訳も可

【国立国会図書館から利用者への絶版等資料のインターネット送信】

（第31条第8項・第9項） ※令和4年5月施行

国立国会図書館が、直接、利用者へ絶版等資料（著作権者等から申出のあった日から3か月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを国立国会図書館長が認めた資料を除く）をインターネット送信する場合の例外です。

【条件】

- 1 絶版等資料に係る著作物であること
- 2 あらかじめ国立国会図書館に利用者情報を登録している者に対する送信であること
- 3 デジタル方式の複製を防止又は抑止する措置を講じていること
- 4 事前登録者であることを識別するための措置を講じていること
- 5 事前登録者は自ら利用するために必要と認められる限度で複製すること
- 6 自動公衆送信された著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（非営利・無料等の場合に限定。※国、地方公共団体等が設置する非営利施設において、必要な知識を持った職員を配置する施設で非営利・無料で行う場合を含む。）

※5 については、翻訳も可

～図書館関係の権利制限規定の見直し～

令和3（2021）年の著作権法改正により、図書館関係の権利制限規定の見直しが行われ、「国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信」及び「特定図書館等による所蔵資料のインターネット送信」に関する規定が新たに創設されました。

①国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信（令和4年5月1日施行）

従来、国立国会図書館がデジタル化した絶版等資料のデータを、公共図書館や大学図書館等に送信することが可能とされてきましたが、令和3年著作権法改正において、国立国会図書館が絶版等資料（3か月以内に復刻等の予定があるものを除く。）のデータを、事前登録した利用者に対して直接送信できることとし、これにより、利用者は自分で利用するために必要な複製（プリントアウト）や、非営利無料等の要件の下での公の伝達（ディスプレイなどを用いて公衆に見せること）が可能となりました。



※権利者団体や出版者団体、有識者などをメンバーとする
「国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する
関係者協議会」による合意文書

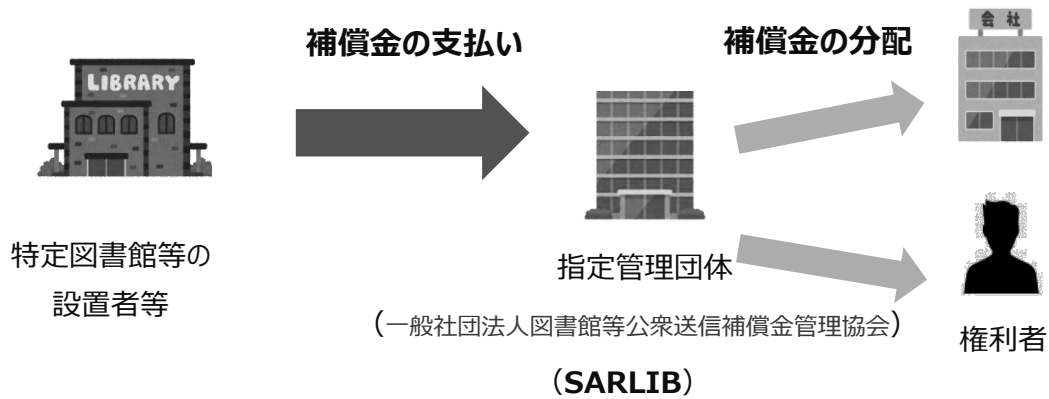
https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/kojinsoshin_agreement.pdf

②特定図書館等から利用者への所蔵資料のインターネット送信（令和5年6月1日施行）

国立国会図書館をはじめ、公共図書館、大学図書館等では、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分の複製物を一人につき1部提供することが可能ですが、メールなどでの送信は例外規定に該当せず、簡易・迅速な資料の入手が困難な状況でした。このため、令和3年著作権法改正において、権利者保護のための厳格な要件の下、図書館資料を用いて、著作物の一部分（政令で定める場合は全部）をメールなどで送信することを可能とし、その際、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことが義務づけられました。補償金の徴収・分配については、文化庁が指定する指定管理団体（一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（SARLIB））が一括して行うこととされています。

「図書館資料公衆送信補償金制度」

特定図書館等から、所蔵資料をインターネット送信する場合は、指定管理団体である「SARLIB」に事前登録した上で、一定の補償金を支払えば、著作物を適法に利用可能



【引用】（第32条第1項）

報道、批評、研究等の目的で、他人の著作物を「引用」して利用する場合の例外です。例えば、報道の材料として他人の著作物の一部を利用したり、自説の補強や他人の考え方を論評するために他人の著作物の一部を利用するような行為が該当します。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 「公正な慣行」に合致すること（例えば、引用を行う「必然性」があることや、言語の著作物についてはカギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること）
- 3 報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること（例えば、引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であることや、引用される分量が必要最小限度の範囲内であること、本文が引用文より高い存在価値を持つこと）
- 4 「出所の明示」が必要（複製以外はその慣行があるとき）

※美術作品や写真、俳句のような短い文芸作品などの場合、その全部を引用して利用することも考えられます。

※自己の著作物に登場する必然性のない他人の著作物の利用や、美術の著作物を実質的に鑑賞するために利用する場合は引用には当たりません。

※翻訳も可

【「行政の広報資料」等の転載】（第32条第2項）

国・地方公共団体の行政機関、独立行政法人の「広報資料」「調査統計資料」「報告書」などを、「新聞」「雑誌」などの刊行物に転載する場合の例外です。

【条件】

- 1 一般に周知させることを目的とした資料であること
- 2 行政機関等の名義の下に公表した資料であること
- 3 説明の材料として転載すること
- 4 転載を禁止する旨の表示がないこと
- 5 「出所の明示」が必要

※翻訳も可

【「検定教科書」等への掲載】（第33条）

「検定教科書」等に掲載するために複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 学校教育の目的上必要な限度内であること
- 3 掲載することを著作者に通知すること
- 4 掲載に当たり、文化庁長官が定める算出方法により算出した「補償金」を著作権者に支払うこと
- 5 「出所の明示」が必要

※翻訳、編曲、変形又は翻案も可

【「学習者用デジタル教科書」への掲載】（第33条の2）

「検定教科書」等に掲載された著作物を「学習者用デジタル教科書」に掲載するために複製し、「学習者用デジタル教科書」の使用に伴って利用する場合の例外です。

【条件】

- 1 「検定教科書」等に掲載された著作物であること
- 2 学校教育の目的上必要な限度内であること
- 3 掲載することを著作者に通知すること
- 4 掲載に当たり、文化庁長官が定める算出方法により算出した「補償金」を著作権者に支払うこと
- 5 「出所の明示」が必要

※変形又は翻案も可

【「拡大教科書」や「音声教材」等の作成のための複製】（第33条の3）

視覚障害、発達障害その他の障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒のために、既存の「検定教科書」等の文字や図形を拡大した「拡大教科書」や「音声教材」の作成等、その児童・生徒が必要とする方式により著作物の複製物を作成するために複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 「検定教科書」等に掲載された著作物であること
- 2 視覚障害、発達障害などの障害により「検定教科書」等に掲載された著作物を使用することが困難な児童生徒用であること
- 3 「検定教科書」等の「全部」又は「相当部分」を複製する場合は、教科書発行者に通知すること。そのうち、「営利目的」の作成の場合は、文化庁長官が定める算出方法により算出した「補償金」を著作権者に支払うこと
- 4 「出所の明示」が必要

※変形又は翻案も可

【「学校教育番組」の放送等やそのための複製】（第34条）

学校向けの教育番組を放送、有線放送、IP マルチキャスト放送等による同時再送信、インターネット同時配信等を行う際に著作物を利用する場合の例外です。なお、この例外が適用される場合には、その著作物を放送番組用又は有線放送番組用の「教材」に掲載（複製）することも、例外の対象となります。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 学習指導要領に準拠した番組であること
- 3 学校教育の目的上必要な限度内であること
- 4 放送等をしたことを著作者に通知すること
- 5 著作権者に「補償金」を支払うこと
- 6 「出所の明示」が必要

※翻訳、編曲、変形又は翻案も可

出所の明示

引用、教科書への掲載、点字による複製等の利用にあたっては、一定の条件を満たせば著作権者の了解を得る必要はありませんが、誰の著作物を利用しているかを明らかにすることが法律上要求されています（第48条）。これが、通常「出所の明示」と呼ばれているものです。また「出所の明示」をすれば著作権者の了解を得なくてもよいという誤解がありますが、それは逆で、著作権者の了解を得なくてもよい場合でも「出所の明示」の義務が課されるものであり、「出所の明示」をしても法律上の要件を満たさない場合には了解が必要です。

「出所の明示」は、複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題号、著作者名及び出版者名などを明示しなければなりません。なお、「出所の明示」の義務に違反した場合には、罰則が適用されます（第122条）。

【学校その他の教育機関における複製等】（第35条第1項・第2項）

学校・公民館などの教育機関において、教師や児童生徒等が授業の過程で使用するために、必要と認められる範囲で他人の著作物等を複製、公衆送信、公に伝達する場合の例外です。例えば、以下のような行為が該当します。

- ・教師や学習者がインターネット上の著作物をダウンロードして授業で配布する
- ・教師が児童生徒に対して対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信する
- ・オンデマンド配信授業やスタジオ型のリアルタイム配信授業において、講義映像や資料を学習者に限定した上でインターネット送信する
- ・動画投稿サイト上の著作物をパソコンのディスプレイ等を用いて生徒等に視聴させる
- ・授業参観で来校した保護者に児童生徒に配布した資料（著作物）と同じものを配布する
- ・小学校の運動会の様子を（会場で使用される音楽を消さずに）保護者など限られた相手に限定してリアルタイムで配信する

【条件】

- 1 営利を目的としない教育機関であること
- 2 授業等を担当する教師等やその授業等を受ける児童生徒等が複製、公衆送信、公に伝達すること（指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能）
- 3 授業のためにその著作物を使用すること
- 4 必要な限度内の使用であること
- 5 すでに公表されている著作物を使用すること
- 6 著作物の種類・用途・複製の部数・複製等の態様などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（著作物の全部を複製する行為や、ドリルなど児童生徒等が購入することを想定して販売されているものやソフトウェアなどを複製する場合等は対象外）
- 7 慣行があるときは「出所の明示」（前頁（注）参照）が必要

※ 翻訳、編曲、変形又は翻案も可

※ 公衆送信行為を行う場合（第35条第3項の行為は除く）には、教育機関の設置者は、文化庁長官が指定する指定管理団体（授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS：サートラス））に補償金を支払う必要があります。

なお、補償金の支払いに当たっては、事前にサートラスへの登録手続が必要です。詳細については、SARTRASのウェブサイト（<https://sartras.or.jp/>）を参照ください。

【参考】補償金額（年間包括料金の場合）

<児童生徒学生等1人当たり年額>

小学校 120 円、中学校 180 円、高等学校 420 円、大学 720 円など

※上記金額に別途消費税が加算されます。公衆送信の回数は無制限です。

【「教育機関」での遠隔合同授業等】（第35条第3項）

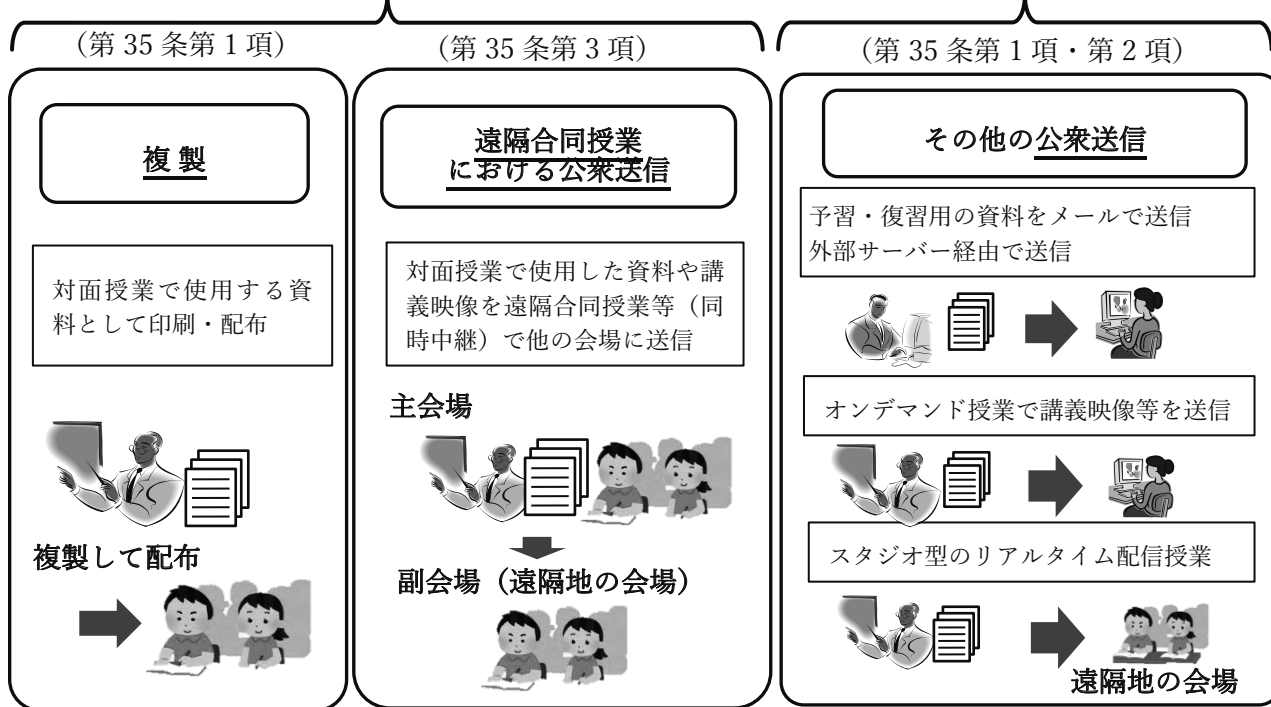
学校・公民館等の教育機関において、一方の会場の授業を他方の会場（当該会場に教師がいるか否かを問わない）に同時中継する場合に、当該授業のために用いられている教材を、互いの会場（公衆）向けに送信する場合の例外です。なお、「遠隔合同授業」の場合の公衆送信については、前述の補償金の支払は不要です。

【条件】

- 1 営利を目的としない教育機関であること
- 2 教師等と児童生徒等がいる会場と、その授業を受ける他方の会場（当該会場に教師がいるか否かを問わない）がある授業形態であること（教師等がいる会場に児童生徒等がおらず、遠隔地にのみ児童生徒等がいる場合は対象外）
- 3 その教育機関の授業を直接受ける者のみへの送信であること（登録された学生でなくても「誰でも視聴できる」ような場合は対象外）
- 4 生で中継される授業を受信地点で「同時」に受ける者への送信であること（「録画された授業」を後日送信している場合（オンデマンド授業等）は対象外）
- 5 授業のために用いられる教材として、配布、提示、上演、演奏、上映、口述されている著作物であること
- 6 すでに公表されている著作物であること
- 7 その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（ソフトウェアやドリルなど、個々の児童生徒等が購入することを想定して販売されているものを送信すること等は対象外）
- 8 慣行があるときは「出所の明示」が必要

無許諾・無償

無許諾・有償



～「授業目的公衆送信補償金制度」の創設（令和2年4月施行）～

学校等における ICT を活用した教育の推進を図るため、平成 30 年の著作権法改正により、指定管理団体（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS：サートラス））に補償金を支払う代わりに、オンデマンド授業、スタジオ型のリアルタイム配信授業、予習・復習・自宅学習用の資料のメール送信等を無許諾で行うことができるようになりました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、教育現場におけるオンライン指導の急速なニーズの増加に緊急的に対応すべく、令和 2 年 4 月 28 日から令和 2 年度に限って特例的に補償金額は無償で施行されましたが、令和 3 年度以降は、有償となっています。

なお、上述の法改正を契機に、教育関係団体と権利者団体による「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が設立され、同フォーラムにおいて、改正著作権法第 35 条における「著作物等の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害する」場合の典型例などに関するガイドラインが策定されています。

※「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021）年度版）」

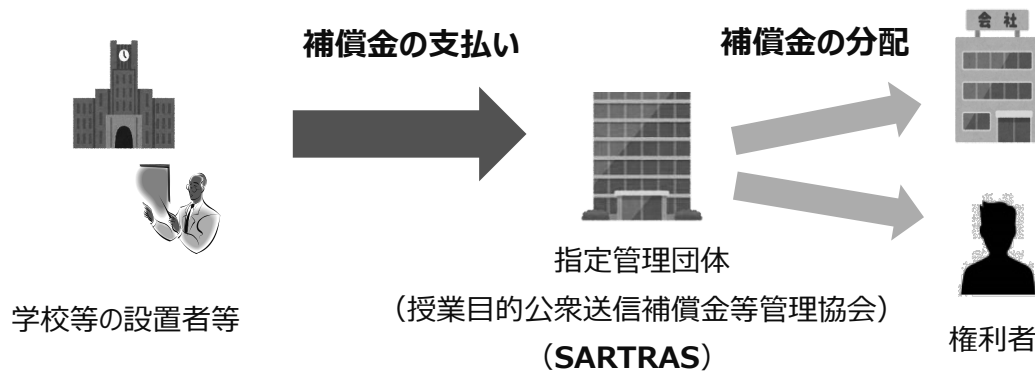
※「初等中等教育における特別活動に関する追補版」

⇒初等中等教育における運動会、文化祭等の特別活動（学校行事等）における保護者等へのインターネット配信についての考え方を追記した、追補版が策定されました（<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>）。



「授業目的公衆送信補償金制度」

教育機関において、リアルタイム配信授業等によって著作物を公衆送信する場合は、指定管理団体である「SARTRAS」に事前登録した上で、一定の補償金を支払えば、著作物を適法に利用可能
※遠隔合同授業の場合は、補償金の支払は不要



学校等の教育機関における公衆送信

- ・リアルタイム配信授業
- ・オンデマンド配信授業
- ・予習復習用メール送信 等

この制度は、「授業の過程における利用」に限って認められているため、あらゆる場面で他人の著作物を公衆に送信できる訳ではありません。学校等の教育機関においては、児童生徒等が誤った認識を持たないよう十分留意する必要があります。

【「試験問題」としての複製】（第36条）

「入学試験」などの人の学識・技能に関する試験・検定の問題として複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 試験・検定の目的上必要な限度内であること
(試験後にその問題を冊子に印刷・配付することは対象外)
- 3 「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に「補償金」を支払うこと
- 4 慣行があるときは「出所の明示」が必要

※翻訳も可

【「試験問題」としての公衆送信】（第36条）

「入学試験」などの人の学識・技能に関する試験・検定の問題としてインターネットなどで送信する場合の例外です。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 試験・検定の目的上必要な限度内であること
(試験後にその問題をウェブサイトなどに掲載することは対象外)
- 3 「営利目的」の試験・検定の場合は著作権者に「補償金」を支払うこと
- 4 その著作物の種類や用途、送信の形態などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと（ヒアリング試験用のテープなど、各試験会場でそれぞれ購入することを想定して販売されているものを送信すること、誰でも解答者として参加できるような形で送信すること等は対象外)
- 5 慣行があるときは「出所の明示」が必要

※翻訳も可

【「点訳」のための複製】（第37条第1項）

著作物を「点字」により複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
 - 2 「出所の明示」が必要
- ※翻訳も可

【「点訳データ」の蓄積・送信】（第37条第2項）

著作物を「点字データ」にしてインターネット等を通じて送信（放送・有線放送を除く）するため、サーバーへの「蓄積」や「送信可能化」、「公衆送信」する場合の例外です。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- ※翻訳も可

【視覚障害者等向けの「録音図書」等の製作】（第37条第3項）

視覚障害者等のための「録音図書」等を製作する（録音により複製する）場合、もしくはその「録音図書」等をインターネット送信・メール送信する場合の例外です。

【条件】

- 1 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（視覚障害者等：肢体不自由者等も含む）の利用に供する目的で必要な限度内のものであること
 - 2 視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令で定めるもの（※））が行うこと
 （※）政令で定めるものとして、障害者施設や図書館等の公共施設の設置者、文化庁長官が個別に指定する者のほかに、一定の要件を満たすボランティア団体等が対象となっています。詳細は、下記の文化庁ホームページを参照。
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/1412247.html>
 - 3 すでに公表されている著作物で、視覚で認識される方式のものであること
 - 4 視覚障害者等が利用するために必要な方式で「複製」「公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む）」するものであること
 - 5 視覚障害者等向けの著作物が著作権者やその許諾を得た者により公衆に提供されていないこと
 - 6 「出所の明示」が必要
- ※翻訳、変形又は翻案も可

【聴覚障害者等向けの「字幕」の作成等】（第37条の2第1号）

聴覚障害者等のために「字幕」等の作成や自動公衆送信をする場合の例外です。

【条件】

- 1 聴覚障害者や発達障害者など聴覚による表現の認識に障害のある者（聴覚障害者等）の利用に供する目的で必要な限度内のものであること
- 2 聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令で定めるもの）が行うこと
- 3 すでに公表されている著作物で、聴覚により認識される方式のものであること
- 4 音声について、字幕等の聴覚障害者等が利用するために必要な方式で「複製」「自動公衆送信」「送信可能化」するものであること
- 5 聴覚障害者等向けの著作物が著作権者やその許諾を得た者により公衆に提供されていないこと
- 6 「出所の明示」が必要
※翻訳又は翻案も可

【聴覚障害者等向け貸出し用の「字幕入り映像」等の作成】（第37条の2第2号）

聴覚障害者等のために、映像への「字幕」の挿入等をする場合の例外です。

【条件】

- 1 聴覚障害者や発達障害者など聴覚による表現の認識に障害のある者（聴覚障害者等）へ貸し出す目的で必要な限度内のものであること
- 2 聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令で定めるもの）が行うこと
- 3 すでに公表されている著作物で、聴覚により認識される方式のものであること
- 4 音声について字幕等の聴覚障害者等が利用するために必要な方式で作成したものを、映像等に挿入するものであること
- 5 聴覚障害者等向けの著作物が著作権者やその許諾を得た者により公衆に提供されていないこと
- 6 「出所の明示」が必要
※翻訳又は翻案も可

【「非営利・無料」の場合の著作物の上演、演奏、上映、口述】（第38条第1項）

学校の学芸会、市民グループの発表会、公民館での上映会など、非営利・無料で出演者等に報酬が支払われないときに、音楽や映画等の著作物を無形的に利用する場合の例外です。

【条件】

- 1 「上演」「演奏」「上映」「口述」のいずれかであること（「複製・譲渡」や「公衆送信」は含まれない）
- 2 すでに公表されている著作物であること
- 3 営利を目的としていないこと
- 4 聴衆・観衆から料金等を受けないこと
- 5 出演者等に報酬が支払われないこと
- 6 慣行があるときは「出所の明示」が必要

【「非営利・無料」の場合の放送番組の有線放送】（第38条第2項）

「難視聴解消」や「共用アンテナからマンション内への配信」など、非営利・無料により、放送を受信して同時に有線放送する場合や、放送対象地域を限定した放送の同時再送信（IP マルチキャスト放送等）を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 営利を目的としていないこと
- 2 聴衆・観衆から料金を受けないこと

【「非営利・無料」の場合の放送番組等の伝達】（第38条第3項）

喫茶店に置いてあるテレビなどの受信機を用いて、放送・有線放送・IP マルチキャスト放送等による同時再送信、インターネットによる放送同時配信等が行われる著作物を「公に伝達」する場合の例外です。

【条件】

次のいずれかに該当すること。

- 1 営利を目的としていないこと、聴衆・観衆から料金を受けないこと
※通常の家庭用受信機（テレビジョン受信機等）を用いた伝達の場合、営利目的でも可

【「非営利・無料」の場合の本などの貸与】（第38条第4項）

図書館等、非営利・無料による本や音楽 CD の貸出しなどの場合の例外です（映画・ビデオ等の場合は、第5項が適用されます）。

【条件】

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 営利を目的としていないこと
- 3 貸与を受ける者から料金を受けないこと

【「非営利・無料」の場合のビデオなどの貸与】（第38条第5項）

ビデオライブラリーなどによる「ビデオの貸出し」などの場合の例外です（本や音楽 CD などの場合は、第4項が適用されます）。

【条件】

- 1 視聴覚資料の一般貸出しを目的とする施設又は聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者（政令で定めるもの）が行うこと
- 2 営利を目的とする施設でないこと
- 3 すでに公表された映画の著作物であること
- 4 貸与を受ける者から料金を受けないこと
- 5 権利者に「補償金」を支払うこと

「営利」

「営利」とは、反復継続して、その著作物の利用行為自体から直接的に利益を得る場合又はその行為が間接的に利益に具体的に寄与していると認められる場合をいいます。

「料金」

「料金」とは、どのような名義のものであるかを問わず、著作物の提供又は提示の対価としての性格を有するものをいいます（収益金を見込まず、会場費等に充当する場合等を含みます）。逆に言えば、授業料や入館料等を徴収している施設であっても、それらが著作物の提供又は提示の対価として徴収されているものでなければ、本条の「料金」には該当しません（子供会主催の演奏会で茶菓子代を徴収する場合等を指します）。

「報酬」

「報酬」とは、社会通念上の報酬であり、どのような名目であれ、実演の提供に対する反対給付をいいます。したがって、車代あるいは弁当代が支払われる場合、実質的に車代や弁当代に相当する程度の金額であれば報酬に該当しませんが、名義が車代であった場合でも実際に交通に要する程度を超えるものを支払っていれば報酬になります。

【「新聞の論説」等の転載等】（第39条）

新聞等に掲載・発行された「論説」を、他の新聞等への転載のほか、放送・有線放送・放送対象地域を限定した放送の同時再送信、インターネットによる放送同時配信等を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 新聞又は雑誌に掲載して発行された論説であること
- 2 学術的な性質を有するものでないこと
- 3 政治上、経済上、社会上の時事問題に関する論説であること
- 4 「他の新聞・雑誌への転載」「放送」「有線放送」「放送対象地域を限定した放送の同時再送信」「放送同時配信等」であること
- 5 転載、放送・有線放送等を禁止する旨の表示がないこと
- 6 「出所の明示」が必要

※翻訳も可

【「政治上の演説」「裁判での陳述」の利用】（第40条第1項）

「政治上の演説・陳述」や「裁判での公開の陳述」を、さまざまな方法で利用する場合の例外です。

【条件】

- 1 公開して行われた政治上の演説・陳述又は裁判手続きにおける公開の陳述であること
- 2 同一の著作者のもののみを編集しないこと
- 3 「出所の明示」が必要

【「国等の機関での公開演説」等の報道のための利用】（第40条第2項）

国・地方公共団体の機関、独立行政法人、地方独立行政法人において行われた演説・陳述を、「報道目的」で利用する場合の例外です。新聞紙や雑誌に掲載するほか、放送・有線放送・放送対象地域に限定した放送同時再送信、インターネットによる放送同時配信等が可能です。

【条件】

- 1 公開の演説・陳述であること
- 2 報道の目的上正当と認められる利用であること
- 3 「新聞・雑誌への掲載」「放送」「有線放送」「放送対象地域に限定した放送同時再送信」「インターネットによる放送同時再配信」等であること
- 4 「出所の明示」が必要

※翻訳も可

【「時事的事件」の報道のための利用】（第41条）

「時事的事件」を「報道」する場合の例外です。

【条件】

- 1 その事件を「構成した著作物」や、その事件の過程で「見られたり聞かれたりした著作物」のみを利用すること
- 2 報道の目的上正当な範囲内であること
- 3 慣行があるときは「出所の明示」が必要

※翻訳も可

【「立法」「司法」「行政」のための内部資料としての複製】（第42条第1項）

公表された著作物かどうかに関わらず、「裁判」の手續や、「立法」、「行政」の目的のための「内部資料」として著作物をコピーする場合の例外です。

例えば、訴訟の際の証拠書類や弁論・準備書面の論拠資料として著作物をコピーする場合や国会・議会・官公庁（国・地方公共団体）において、法案審議や予算審議等のほか所掌事務を遂行するために必要なコピーをする場合などが該当します。

なお、単に職務参考用として新聞記事や書籍等をコピーすることは該当しません。

【条件】

- 1 「裁判」の手續き又は「立法」「行政」の目的の「内部資料」として必要な場合であること（広報資料としてコピーすることは「内部資料」には該当しません）
- 2 「裁判」「立法」「行政」の目的上必要な限度内であること
- 3 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと
- 4 「出所の明示」が必要

※翻訳も可

【「特許審査」「薬事に関する事項」等の行政手続のための複製】（第42条第2項）

「特許審査」などや「薬事」に関する行政手続で、行政機関等への文献の提出のためにコピーする場合の例外です。

【条件】

- 1 以下の審査などに関する行政手続の場合であること
 - ・「特許」「意匠」「商標」「実用新案」「国際出願」等に関する審査
 - ・行政庁の行う「品種」（種苗法）に関する審査・調査
 - ・行政庁の行う「特定農林水産物等」の指定に関する手続き
 - ・行政庁、独立行政法人の行う薬事に関する審査・調査
 - ・行政庁、独立行政法人に対して行う薬事に関する報告
 - ・これらに類するものとして政令で定める手続き
- 2 1に該当する手続きの目的上必要な限度内であること
- 3 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと
- 4 「出所の明示」が必要

※翻訳も可

～行政手続等の権利制限の整備（令和6年1月1日施行）～

令和5(2023)年に著作権法が改正され、立法・行政のデジタル化への対応を著作権法の観点からも支えていくために、行政手続等の権利制限規定の対象範囲が拡大されました。具体的な改正事項は以下のとおりです。

- ①立法又は行政の目的のために内部資料として、必要な限度において、内部資料の利用者間に限って著作物等の公衆送信等を可能とする。
- ②特許審査等の行政手続・行政審判手続きについて、必要と認められる限度において著作物等の公衆送信等を可能とする。

その際、現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信に限定することや、著作権者の利益を不当に害さないと規定することで、ライセンス市場等の既存ビジネスを害するような利用を防止することとされました。

～民事訴訟法等の改正及び民事関係手続整備法(IT化関係)に伴う著作権法の一部改正～

○民事訴訟法及び民事関係手続整備法の概要

令和4年通常国会に民事訴訟法等の一部を改正する法律が、令和5年通常国会に民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案が提出され、それぞれ令和4年5月、令和5年6月に成立しました。

主な内容は、民事訴訟手続や民事関係手続のデジタル化をすすめるため、訴状・申立書等の電子データをオンラインで裁判所のサーバーに提出することや、訴訟記録・事件記録を電子データにより作成すること、訴訟記録・事件記録の電子データを裁判所内の端末等で閲覧することなどを可能とするものであり、令和8年度までの施行が予定されています。

○著作権法の改正内容

訴訟・申立書等の訴訟記録・事件記録に他人の著作物が含まれる場合、裁判所に電子データで送信して提出する行為や、その電子データを閲覧・ダウンロードさせるようにする行為は、著作権法に定める「公衆送信」等に当たり、現行では著作権者の許諾が必要です。

裁判を受ける権利を阻害せず、公正な裁判手続を可能にするには著作権の円滑な処理が必要なことから、今般の整備法案において著作権法の規定の必要な整備を行い、著作権者の許諾がなくても民事訴訟手続や民事関係手続のために必要となるデータ送信等を行えるようにするものです。

【「情報公開法」等に基づく「開示」等のための利用】（第42条の2）

「情報公開法」又は「情報公開条例」に基づき情報（著作物）の「開示」を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 行政機関の長等又は地方公共団体の機関等が行う利用であること
- 2 「情報公開法」等の規定に基づく著作物の提供・提示であること
- 3 「情報公開法」等に規定する方法による開示であること
- 4 「情報公開法」等による開示に必要な限度内であること

【「公文書管理法」等に基づく保存のための利用】（第42条の3第1項）

「公文書管理法」又は「公文書管理条例」に基づき歴史公文書等の永久保存を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が行う利用であること
- 2 「公文書管理法」又は「公文書管理条例」の規定による歴史公文書等の保存であること
- 3 「公文書管理法」等による保存に必要な限度内であること

【「公文書管理法」等に基づく利用のための利用】（第42条の3第2項）

「公文書管理法」等により著作物を提供・提示する場合の例外です。

【条件】

- 1 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が行う利用であること
- 2 「公文書管理法」等の規定による著作物の提供・提示であること
- 3 「公文書管理法」等に規定する方法による利用であること
- 4 「公文書管理法」等による利用に必要な限度内であること

【国立国会図書館によるインターネット資料やオンライン資料の収集のための複製】
（第43条第1項）

国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館長がインターネット資料（国、地方公共団体、独立行政法人等がインターネット上で公開している資料）やオンライン資料（民間の出版社等がインターネット等で提供する図書や逐次刊行物等）を収集するために複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 国立国会図書館法に規定されるインターネット資料・オンライン資料であること
- 2 収集に必要な限度内のものであること

【インターネット資料やオンライン資料の国立国会図書館への提供のための複製】
（第43条第2項）

国、地方公共団体、独立行政法人等がインターネット資料を国立国会図書館に提供する場合、又は、民間の出版社等がオンライン資料を国立国会図書館に提供するために複製する場合の例外です。

【条件】

- 1 国立国会図書館法の規定に基づいて国立国会図書館の求めに応じるために複製するものであること
- 2 提供に必要な限度内のものであること

【「放送局」や「有線放送局」の一時的固定】（第44条）

「放送局」や「有線放送局」が放送、有線放送、インターネットによる放送同時配信等を行うために、一時的に著作物等を録音・録画する場合の例外です。

【条件】

- 1 「放送」「有線放送」「インターネットによる放送同時配信等」を行うことについて、著作権者の了解を得ている場合又は例外的に「放送」「有線放送」「インターネットによる放送同時配信等」認められている場合であること
- 2 自局の「放送」「有線放送」「インターネットによる放送同時配信等」を行うための録音・録画であること
- 3 自局（又は「放送」の場合は「放送」「インターネットによる放送同時配信等」をすることができる他局）の手段による録音・録画であること

※なお、録音・録画したものは、政令で定める公的な記録保存所で保存を行う場合を除き、6か月を超えて保存できません。

～放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化（令和4年1月施行）～

近年、デジタル化・ネットワーク化の急速な進展により、高品質なコンテンツの視聴機会が拡大しており、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から、令和3年の著作権法改正において、放送番組のインターネット同時配信等（同時配信、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信を含む）を行う際の権利処理の円滑化に関する規定が設けられました。

① 権利制限規定の拡充

許諾なく著作物を利用できることを定める「権利制限規定」（学校教育番組の放送等）について、インターネット同時配信等に拡充することとしました。

② 「許諾推定規定」の創設

放送番組での利用を認める契約の際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送だけでなく、インターネット同時配信等での利用も許諾したと推定する「許諾推定規定」を創設することとしました。

③ レコード・レコード実演の同時配信等における利用の円滑化

集中管理等が行われておらず許諾を得るのが困難な「レコード（音源）・レコード実演（音源に収録された歌唱・演奏）」について、インターネット同時配信等を行う際、事前許諾を不要としつつ、放送事業者が権利者に報酬を支払うことを義務づけることとしました。

④ 映像実演の同時配信等における利用の円滑化

集中管理等が行われておらず許諾を得るのが困難な「映像実演（俳優の演技など）」について、過去の放送番組のインターネット同時配信等を行う際、事前許諾を不要としつつ、放送事業者が権利者に報酬を支払うことを義務づけることとしました。

⑤ 協議不調の場合の裁定制度の拡充

放送に当たって権利者との協議が整わない場合に「文化庁長官の裁定を受けて著作物等を利用できる制度」を、インターネット同時配信等に拡充することとしました。

【「美術品」等のオリジナルの所有者による「展示」（第45条）】

「美術品」「写真」のオリジナル（原作品）の「所有者」等が公の「展示」を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 「美術」又は「写真」の著作物であること
- 2 オリジナル（原作品）の「所有者自身」又は「所有者の同意を得た者」が展示すること
- 3 美術の著作物のオリジナルを、街路・公園等や、ビルの外壁など一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合でないこと

【屋外設置の「美術品」「建築物」の利用】（第46条）】

一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されている「美術品」や「建築の著作物」を利用する場合の例外です。

【条件】

- 1 次のいずれにも該当しないこと
 - ・「彫刻」を増製するような場合
 - ・全く同じ「建築の著作物」を造る場合
 - ・一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
 - ・「美術品」について複製の販売を目的とする場合
- 2 慣行があるときは「出所の明示」が必要

【美術展における作品の解説・紹介のための利用】（第47条第1項、第2項）】

「美術品」「写真」のオリジナル（原作品）を展示するときに、解説・紹介のために「小冊子」や「電子機器」に作品を掲載又は上映、自動公衆送信する場合の例外です。

【条件】

- 1 オリジナル（原作品）を展示する者が行うこと
- 2 展示が展示権の侵害とならない（著作権者の了解を得ている場合又は例外的に展示が認められている場合）こと
- 3 展示作品の解説・紹介のために「小冊子」へのコピー、又は「電子機器」を用いた上映若しくは自動公衆送信を行う場合であること。
- 4 必要と認められる限度であること
- 5 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと
- 6 「出所の明示」が必要

※変形又は翻案も可

【美術展の情報をインターネット上で提供するための利用】（第47条第3項）

「美術品」「写真」のオリジナル（原作品）を展示するときに、著作物の展示情報とともに展示する著作物の画像をインターネットで提供する場合の例外です。

【条件】

- 1 オリジナル（原作品）を展示する者又はこれに準ずる者（政令で定めるもの）が行うこと
- 2 展示が展示権の侵害とならない（著作権者の了解を得ている場合又は例外的に展示が認められている場合）こと
- 3 美術展の情報を一般に提供するためにインターネット上に掲載する場合であること
- 4 必要と認められる限度であること
- 5 「出所の明示」が必要

※変形又は翻案も可

【インターネット販売等での美術品等の画像掲載】（第47条の2）

「美術品」や「写真」について、インターネットオークションや通信販売等の対面で行われな
い取引をする際に、その商品画像の掲載（複製又は自動公衆送信）を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 「美術品」又は「写真」の譲渡や貸与が、その所有者等により適法に行われる場合であること
- 2 譲渡や貸与の申し出（広告）のために行うものであること
- 3 所有者等又はその委託を受けた者が行うこと
- 4 画像を一定の大きさや画素数（政令で定めるもの）以下にすること

【プログラムの所有者による複製等】（第47条の3）

プログラムの所有者が、バックアップコピーやプログラムの修正等を行う場合の例外です。

【条件】

- 1 プログラムの所有者が行うこと
- 2 所有者がプログラムを実行するために必要な限度内であること（複数台のパソコンで使うための複製は対象外）
- 3 海賊版と知って入手したものでないこと

なお、オリジナル又はコピーのいずれかを他人に譲った場合は、本人は著作権者の了解なしにオリジナル又はコピーを保存できません。

※翻案も可

【電子計算機における著作物の利用に付随する利用等】（第47条の4）

a. キャッシュ等関係（第1項）

コンピュータ等において著作物を利用する場合に、情報処理を円滑又は効率的に行うためのキャッシュ等に係る例外です。以下の条件を満たす場合には、いずれの方法によるかを問わず、著作物を利用することができます。

【条件】

- 1 次に掲げる場合その他これらと同様に、著作物のコンピュータ等における利用を円滑又は効率的に行うために、それに付随する利用に供することを目的とする場合であること。
 - ・コンピュータ等において著作物を利用する際に、その情報処理の過程において情報処理を円滑又は効率的に行うために当該著作物を当該コンピュータ等の記録媒体に記録する場合
 - ・インターネット・サービス・プロバイダー等の事業者がネットワーク上での送信の遅滞や障害の防止、効率化のために、送信可能化された著作物を記録媒体に記録する場合
 - ・情報通信技術を利用する方法により情報を提供する場合において、その提供を円滑又は効率的に行うための準備に必要なコンピュータ等による情報処理を行うために、記録媒体への記録又は翻案を行う場合
- 2 必要な限度内の利用であること
- 3 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと

b. バックアップ等関係（第2項）

著作物のコンピュータ等における利用ができる状態を維持・回復するためのバックアップ等に係る例外です。以下の条件を満たす場合には、いずれの方法によるかを問わず、著作物を利用することができます。

【条件】

- 1 次に掲げる場合その他これらと同様に、著作物のコンピュータ等において利用ができる状態を維持・回復することを目的とする場合であること。
 - ・記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行うために、記録媒体に記録されている著作物を一時的に別の媒体へ記録し、作業後に元の記録媒体へ記録する場合
 - ・記録媒体を内蔵する機器の交換を行うために、記録媒体に記録されている著作物を一時的に別の記録媒体に記録したり、交換を行う機器の記録媒体に記録する場合
 - ・通信用サーバーの提供を行う事業者等が、サーバー内に蓄積された著作物の複製物の滅失や毀損した場合の復旧に備え、著作物を記録媒体に記録する場合
- 2 必要な限度内の利用であること
- 3 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと

【電子計算機器による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等】

(第47条の5)

a. 電子計算機器による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用（第1項）

ビッグデータを活用して新たな知見・情報を創出する所在検索サービス（例：書籍に関する各種情報等を検索し、その結果と共に書籍の表紙や内容の一部を表示するサービス）や情報解析サービス（例：大量の論文データを収集し、検証したい論文と照合して盗用がないかチェックし、盗用箇所の特典の一部を表示するサービス）等に付随して著作物を利用する場合の例外です。以下の条件を満たす場合には、いずれの方法によるかを問わず、著作物を利用することができます。

【条件】

1 次に掲げる行為を行うものであること

- ・コンピュータ等を用いた検索で、検索により求める情報が記録された著作物の題号や著作者名、検索情報に係るURLその他の検索情報の特定や所在に関する情報を検索し、その結果を提供する行為
- ・コンピュータ等による情報解析を行い、その結果を提供する行為
- ・上記のほか、コンピュータ等による情報処理により新たな知見や情報を創出し、その結果を提供する行為のうち、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令（※）で定めるもの

（※）政令で定める基準として、サービスに用いるデータベース等の漏えい防止のための措置を講ずることや、サービスに係る著作物の利用が要件に適合したものとなるよう、事前に要件の解釈を記載した書類の閲覧、学識経験者に対する相談等の必要な取組を行うなどを規定している。

2 必要な限度内の利用であること

3 著作物の利用が1の行為に付随して行われるものであること

例：インターネット情報検索サービスでは、URL（非著作物）の提供が主たる行為、スニペットやサムネイル（著作物）の提供が従たる行為として行われることが必要。

4 著作物の利用が、その利用される部分が占める割合や量、利用される際の表示の精度などの要素に照らし軽微なものであること

5 利用する著作物が公表又は送信可能化が行われたものであること

6 利用する著作物が著作権侵害により公衆に提供・提示されたものであることを知りながら利用せず、また、著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと

b. 上記a.に係る準備行為のための利用（第2項）

所在検索サービスや情報解析サービス等を行う準備のためのデータベースの作成・提供に係る例外です。

【条件】

- 1 a. 【条件】 1の行為の準備を行うものであること（政令で定める基準（※）に従うことが必要）
（※）政令で定める基準として、作成したデータベース等の漏えい防止のための措置を講ずることなどを規定。
- 2 利用される著作物が公衆への提供又は提示が行われたものであること
- 3 a. 【条件】 4の軽微な利用の準備のための必要な限度内の利用であること
- 4 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと

目的外使用

権利制限規定により一定の目的で利用するために作成された複製物については、作成する際の目的とは別の目的で公衆に提供したり、公衆に提示（※）したりする行為は、基本的に「目的外使用」となるため、著作権者の了解が必要となります（第49条）。

これは、一度合法的に作成された複製物であっても、作成の際の目的以外の目的で利用されると、それぞれの権利制限規定が想定していた範囲を超えて著作物が利用されることになってしまうため、そのようなことを防止するために定められたものです。

※「公衆に提示」とは、公衆に見せたり聞かせたりすることを意味します。